

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の制定に伴う土地改良施設維持管理適正化事業の取扱いについて

[平成 14 年 3 月 29 日 13 農振第 3703 号]

	各地方農政局長	} あて
	沖縄総合事務局長	
	北海道開発局長	
農村振興局長から	各都道府県知事	
	全国土地改良事業団体連合会会長	
	農林漁業金融公庫総裁	
	沖縄振興開発金融公庫理事長	

「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」（平成 14 年 2 月 14 日付け 13 農振第 2512 号農林水産事務次官依命通知）の制定に伴い、土地改良施設維持管理適正化事業の今後の取扱いを別紙のとおり定めたので御了知の上、適切な指導をお願いします。

別紙

第 1 「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」と土地改良施設維持管理適正化事業との関係について

「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」（以下「要綱」という。）が制定されたことにより、農村地域の環境保全に関する基本計画である田園環境整備マスタープラン（以下「田園環境整備マスタープラン」という。）が定められている地域において要綱第 5 の別表に掲げられた事業（以下「対象事業」という。）を実施しようとする場合には、対象事業が当該マスタープランの内容を踏まえたものであることがその実施の要件とされた。

土地改良施設維持管理適正化事業（施設改善対策事業を含み、団地化対策事業を除く。以下「適正化事業」という。）については、既存の土地改良施設の整備補修を内容とするものであることから、その実施が生態系等に与える影響は対象事業に比べて相対的に小さいと考えられるため、対象事業として位置付けられていないが、工事を内容とする事業という点では対象事業と同様であることを考慮し、田園環境整備マスタープランの内容を踏まえて実施するものとする。

## 第2 田園環境整備マスタープランの策定時における市町村との調整

市町村は、田園環境整備マスタープランの策定に際して関係行政機関等との密接な連携の下に行うこととされていることから（「田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領」（平成14年2月14日付け13農振第2513号農村振興局長及び生産局長連名通知）の第3の1の（4））、適正化事業の対象となる土地改良施設を管理する土地改良区や土地改良区連合は、当該マスタープランの策定や見直しの際に農業生産の基盤の整備を推進する主体として積極的に関与することが望ましい。

この際、維持管理事業として日常的に行う簡易な点検整備や補修の実施に当たって当該マスタープランと不整合を生じないように十分な調整を図ることに留意する必要がある。

## 第3 適正化事業実施時における留意事項

土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知）第2の1に規定する土地改良施設維持管理適正化資金の交付を受けて適正化事業を実施しようとする土地改良区等（以下「適正化事業実施者」という。）は、適正化事業を実施しようとする施設を区域に含む市町村の田園環境整備マスタープランの内容を踏まえて適正化事業の工事計画の策定等を行うものとする。

## 第4 適正化事業の実施に係る指導等

- 1 適正化事業実施者は、適正化事業の工事計画を田園環境整備マスタープランを踏まえた計画とするため、全国土地改良事業団体連合会中央管理指導センター（以下「中央センター」という。）又は道府県土地改良事業団体連合会管理指導センター（以下「地方センター」という。）に対して技術的助言を求めることができるものとする。
- 2 地方センターは、適正化事業実施者が行おうとする適正化事業による工事計画が田園環境整備マスタープランを踏まえたものとなっていないと認められる場合であって、かつ、適正化事業実施者が当該工事計画を当該マスタープランを踏まえたものにしやうとしない場合は、その詳細を中央センターへ報告するものとする。
- 3 中央センターは、2による報告を地方センターから受けた場合、その詳細を農村振興局担当部局へ報告するものとする。
- 4 農村振興局長は、適正化事業実施者が行おうとする適正化事業による工事計画について、要綱第2に準じ取扱うものとする。

## 第5 適用開始

本通知の取扱いは、平成14年度に工事を実施する地区から適用するものとする。